

防府市中小企業振興会議の概要

1 目 的

防府市が、将来にわたって持続可能な特色ある地方都市として発展し続けるためには、中小企業者、大企業者、関係団体、市民そして市が、本市経済に対する中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して、中小企業の振興に総合的かつ計画的に取り組むことが必要である。このため、本市は中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付け、地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与させるべく、防府市中小企業振興基本条例を制定した。

この条例の理念を具体的に市の施策へ反映させるため、本市が実施する中小企業の振興施策を調査し、審議する会議体を設置することが条例で定められている。

こうしたことから、本市は、市民、中小企業者、学識経験者などからなる「防府市中小企業振興会議」を設置し、ご意見やご提言をいただくこととしている。

- | | |
|---------|--|
| 2 委員の数 | 15人以内 |
| 3 任 期 | 2年間（令和元年8月1日～令和3年7月31日） |
| 4 会 議 | 年2回程度の会議を開催し、中小企業の振興に関する施策の調査審議を行う。 |
| 5 事 務 局 | 防府市産業振興部商工振興課（1号館2階）
〒747-8501 防府市寿町7番1号
電話：0835-25-2147 F A X：0835-25-2364
E-mail：shoukou@city.hofu.yamaguchi.jp |

防府市中小企業振興基本条例・防府市中小企業振興基本計画 体系図

基本理念 (防府市中小企業振興基本条例第3条)

- 1 中小企業者の創意工夫及び自主的な努力が促進されること。
- 2 本市の地域特性を踏まえること及び本市の地域資源の活用が図られること。
- 3 経済の地域内循環が図られること。
- 4 市、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関及び市民の協働が図られること。

施策の基本的方針

(防府市中小企業振興基本条例第10条)

方針1	中小企業者の経営の革新、創業及び承継に関する事
方針2	中小企業者の創造的な事業活動に関する事
方針3	中小企業者の経営資源の確保に資するため、施設又は設備の導入並びに事業活動に有用な技術及び知識の向上に関する事
方針4	中小企業者の情報発信の促進及び販路の拡大に関する事
方針5	中小企業者の交流及び連携の推進並びに事業の共同化のための組織の整備に関する事。
方針6	中小企業者の産業集積の活性化に関する事
方針7	中小企業者の従業員の雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に関する事
方針8	中小企業者の資金調達の円滑化に関する事

基本的方針に基づく目標

(防府市中小企業振興基本計画)

目標1	経営の革新、創業及び承継
目標2	創造的な事業活動
目標3	施設又は設備の導入並びに事業活動に有用な技術及び知識の向上
目標4	情報発信の促進及び販路の拡大
目標5	交流及び連携の推進並びに事業の共同化のための組織整備
目標6	産業集積の活性化
目標7	従業員の雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成
目標8	資金調達の円滑化



基本的方針の目標の実現に向けて重点施策を設定

(防府市中小企業振興基本計画)

施策1	経済の地域内循環の促進	施策5	事業承継・円滑な事業廃止
施策2	中小企業の実態調査	施策6	人材の確保・育成
施策3	中小企業振興のための拠点の整備	施策7	新事業展開や高付加価値化の支援
施策4	創業支援		